

因明正理門論研究〔六〕

桂 紹 隆

以下14個の〈間違った論破〉=〈誤難〉が逐一吟味される。PS 中のチベツト語名を付して列挙しておこう。

NMukh	PS	K (V)
① 同法相似	⑦	chos mthun pa(r) mtshungs pa
② 異法相似	⑧	chos mi mthun pa dang (/par) mtshungs pa
③ 分別相似	⑨	rnam par rtog pa mtshungs pa
④ 無異相似	⑩	khyad par (/bye brag) med pa (/par) mtshungs pa
⑤ 可得相似	⑪	dmigs pa mtshungs pa
⑥ 猶予相似	⑫	the tshom mtshungs pa
⑦ 義准相似	⑬	don gyis rtogs pa (/go bar) mtshungs pa
⑧ 至不至相似	①	phrad pa dang ma phrad pa (/par) mtshungs pa
⑨ 無因相似	②	gtan tshigs ma yin par (/pa) mtshungs pa
⑩ 無説相似	④	ma brjod pa dang (/pa) mtshungs pa
⑪ 無生相似	⑤	ma skyes par (/pa) mtshungs pa
⑫ 所作相似	⑥	'bras bu mtshungs pa
⑬ 生過相似	⑭	thal ba (/gyur) mtshungs pa
⑭ 常住相似	③	rtag par (/pa) dang mtshungs pa

〈誤難〉(jāti) は、インドの討論術の伝統の最古層を記録する医学書 Caraka-Saṁhitā には全く言及されていない。〈敗北する立場〉(nigrahasthāna) 15種が挙げられるのと対照的である。Caraka の伝統を引く Nyāya-Sūtra では、22種の〈敗北する立場〉と共に、24種の〈誤難〉が提示・否定されている。

① sādharma-sama

② vaidharma-sama

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ③ utkarṣa-sama | ④ apakarṣa-sama |
| ⑤ varṇya-sama | ⑥ avarṇya-sama |
| ⑦ vikalpa-sama | ⑧ sādhyā-sama |
| ⑨ prāpti-sama | ⑩ aprāpti-sama |
| ⑪ prasaṅga-sama | ⑫ pratidṛṣṭānta-sama |
| ⑬ anutpatti-sama | ⑭ saṁśaya-sama |
| ⑮ prakaraṇa-sama | ⑯ ahetu-sama |
| ⑰ arthāpatti-sama | ⑱ aviśeṣa-sama |
| ⑲ upapatti-sama | ⑳ upalabdhi-sama |
| ㉑ anupalabdhi-sama | ㉒ nitya-sama |
| ㉓ anitya-sama | ㉔ kārya-sama |

上掲の Dignāga のリストと比較する時、⑩<無説相似>以外はすべて NS のリストに含まれている。両者の比較は既に北川[14] 付記 VI~XV になされているので、今は特に論じない。

Nāgārjuna に帰せられる『方便心論』(大正1632)には、17種の<敗北する立場>と共に20種の「相応」と呼ばれる<誤難>に類似するものがあげられている。Dignāga 以前のインド論理学史に対する最新の成果(梶山雄一「仏教知識論の形成」春秋社『講座大乘仏教9 認識論と論理学』所収 1984)によると、「相応」は一種の帰謬論証であり、<誤難>ではなく、「正当な批判」として評価されるものである。しかも、Nāgārjuna の他の著作に見られる帰謬論法との著しい類似が指摘されている。詳細は、従来の宇井伯寿氏の『方便心論』解釈を根底からくつがえす、画期的な上掲論文を参照されたい(『理想』No. 610の「詭弁とナーガールジュナ」も同趣旨の論文である)。「相応」の原語は prasaṅgajāti と考えられており、NS 以降あらわれる<誤難>(jāti)の理論は、『方便心論』や Nāgārjuna の詭弁的な帰謬論法を「不当な反論」と批判し、否定するものであると結論づけられている。以前にも触れたように、インドにおいて帰謬論法の伝統は長らく正当に評価されることはなかったのである。

Dignāga 以前に〈誤難〉を論じる仏教論理学書は、Vasubandhu に帰せられる『如実論』（大正1633）である。同書には NS と全く同じ22種の〈敗北する立場〉を挙げると共に、以下の16種の「道理難」（＝誤難）を論じている。

A 顛倒難

- ① 同相難 (cf. NMukh ①)
- ② 異相難 (cf. " ②)
- ③ 長相難 (cf. " ③)
- ④ 無異難 (cf. " ④)
- ⑤ 至不至難 (cf. " ⑧)
- ⑥ 無因難 (cf. " ⑨)
- ⑦ 頭別因難 (cf. " ⑤)
- ⑧ 疑難 (cf. " ⑥)
- ⑨ 未説難 (cf. " ⑩)
- ⑩ 事異難 (cf. " ⑫)

B 不実義難

- ⑪ 頭不許義難 (cf. NMukh ⑬)
- ⑫ 頭義至難 (cf. " ⑦)
- ⑬ 頭対譬義難 (cf. NS ⑫)

C 相違難

- ⑭ 未生難 (cf. NMukh ⑪)
- ⑮ 常難 (cf. " ⑭)
- ⑯ 自義相違難

Dignāga が内容的にもこの『如実論』の〈誤難〉説に負う所大であることは既に報告されている（宇井『印度哲学研究 5』「陳那以前に於ける仏教の論理説」 p. 491 以下参照）。Tucci や Frauwallner は『如実論』を Vasubandhu 以前の論理学書と考えているが、Frauwallner の研究によると、Vasubandhu の著作、Vādaividhi には Dignāga と全く同じ〈誤難〉が扱われている（“Vasubandhu's Vādaividhi,” WZKSO 1 1957）。すなわち、

A phyin ci log (顛倒)

- ① chos mthun pa mtshungs pa (sādharmya-sama)
- ② chos mi mthun pa mtshungs pa (vaidharmya-sama)
- ③ rnam par rtog pa mtshungs pa (vikalpa-sama)
- ④ khyad par med pa mtshungs pa (aviśeṣa-sama)
- ⑤ gtan tshigs ma yin pa mtshungs pa (ahetu-sama)
- ⑥ phrad pa dang ma phrad pa mtshungs pa (prāpty-aprāpti-sama)
- ⑦ dmigs pa mtshungs pa (upalabdhi-sama)
- ⑧ the tshom mtshungs pa (saṁśaya-sama)
- ⑨ ma brjod pa mtshungs pa (*anukti-sama)
- ⑩ 'bras bu mtshungs pa (kārya-sama)

B yang dag pa ma yin pa (不実義)

- ① thal bar 'gyur ba mtshungs pa (prasaṅga-sama)
- ② don gyis go ba mtshungs pa (arthāpatti-sama)

C 'gal ba (相違)

- ① ma skyes pa mtshungs pa (anutpatti-sama)
- ② rtag par mtshungs pa (nitya-sama)

以上の諸リストを比べれば、〈誤難〉の理論に関して（方便心論→）NS→如実論→Vādavidhi→NMukh→PS という系譜が容易に推測されうる。なお Dignāga は PS VI. 20d で無数の〈誤難〉の可能性を示唆している。

『如実論』には、さらに5種の「正難」があげられる。①破所楽義 ②顛不楽義 ③顛倒義 ④顛不同義 ⑤顛一切無道理得成就義である。①は Sāṃkhya 派の次の論証式に対する批判という形をとっている。

(26) 〈主張〉「靈我は存在する」

〈証因〉「〔眼等の感官は〕複合体であり、他者のためのものであるから」

〈喩例〉「例えば、寝台などが他者のための複合体であるように」

〈適応〉「眼等の感官も同様に他者のための複合体である」

〈結論〉「他者とは靈我であるから、靈我は存在すると知られる」

（大正 p. 30ab）

仏教徒は「不可顯であるから、靈我は存在しない」と批判するのであるが、Dignāga 以降この 'iṣṭārthavighātakṛt' はそのような「正難」の名称ではなく、Sāṃkhya 派の論証式の証因の誤謬の名称とされ、本質的に〈相容れぬ証因〉の議論に吸収されていく（前稿〔三〕 p. 79 以下参照）。他の「正難」も Dignāga 論理学では発展的に解消され、§9. で見たように對論者の論証式の形式的・内容的欠陥を指適することが「正難」（正しい論難）であると再定義されるのである。

10. 示現異品故 由同法異立

同法相似。余由異法。分別 <K. 20>

差別名分別。⁽¹⁾ 応一成無異。⁽²⁾

顯所立余因 名可得相似。 <K. 21>

難義別疑因 故説名猶予。⁽³⁾

誤異品義故 非愛名義准。 <K. 22>

(1)=PS VI. 8a-d₁ (V): nges bstan mi mthun phyogs dag las, chos mthun dpe (? pa) yis gzhan sgrub pa, chos mthun par mtshungs; gzhan dag ni, chos mi mthun pas. K reads somewhat differently, which seems to agree with Jinendrabuddhi's reading (P. 336b⁵): dpe dang mi mthun phyags ngag ga (*read* phyogs dag gis),... Tucci[4] fn. 93, 北川[14] fn. 734. (2) cf. PS VI. 12a-b₁: chos mthun la yang khyad par brjod, rnam rtogs (*read* rtog) mtshungs yin. Tucci[4] fn. 98; 北川[14] fn. 763. (3)=PS VI. 13a₂-b: gcig nyid du, thal phyir khyad par du ma byas. Tucci[4] fn. 99; 北川[14] fn. 782. (4)=PS VI. 16ab: bsgrub bya la ni gtan tshigs gzhan, bstan pa dmigs pa mtshungs pa yin. Tucci[4] fn. 101; 北川[14] fn. 830. (5)=PS VI. 18ab: don tha dad pas gtan tshigs la, the tshom rtsod pa the tshom bshad. Tucci[4] fn. 102; 北川[14] fn. 847. (6)=PS VI. 19ab: mi mthun phyogs la don gyis in, mi 'dod brjod pa don rtogs 'gyur. Tucci[14] fn.

103; 北川[14] fn. 866.

〔和訳〕〔立論者が〕提示する対立者(=〈非類似の喩例〉)によって、類似性 (sādharmya) に基づいて〔立論者の意図とは〕異なることを立証するのが〈同法相似〉 (sādharmya-sama) である。

他(=〈異法相似〉 vaidharmya-sama)は、非類似性 (vaidharmya) に基づく。〈K. 20a-d₁〉

〔〈類似の喩例〉にある〕特殊性(*viśeṣa)を想定するのが〈分別〔相似〕〉 (vikalpa-sama) である。

〔〈類似の喩例〉と主張の主題とが全く〕同一になるから、〔両者は〕無異になってしまう〔というのが〈無異相似〉 (aviśeṣa-sama) である〕。〈K. 20d₂-K. 21b〉

〈論証されるべきこと〉 (sādhyā) に対する別の根拠を提示するのが〈可得相似〉 (upalabdhi-sama) と名付ける。〈K. 21cd〉

〔主張や証因の〕意味内容を別様に〔解釈〕し、証因を疑わしいと非難するのが〈猶予〔相似〕〉 (saṁśaya-sama) と名付ける。〈K. 22ab〉

〔証因の〕対立者に関して含意的に(*arthāt)〔立論者の〕意図しないことを説くのが〈義准〔相似〕〉 (arthāpatti-sama) と名付ける。〈K. 22cd〉

〔注記〕 〈同法相似〉から〈義准相似〉まで7種の〈誤難〉が簡単な定義と共に提示された。具体的な解説は以下の節にゆずる。

10.1. 此中「示現異品故由同法異立同法相似」者、顛倒成立故名「異立」。此依作具作者而説。⁽¹⁾

同法即是相似故名「同法相似」。一切撰立中相似過類故。⁽²⁾

言「相似」者是不男声、能破相応故、或随結頌故。⁽³⁾

云何同法相似能破。

於所作中説能作故。転生起故、作如是説、後随所応亦如是説。

今於此中由同法喻顛倒成立、是故說名「同法相似」。如有成立「聲是無常、勤勇無間所發性故」、此以虛空為異法喻。有顯虛空為同法喻、無質等故立聲為常。

如是即此所說因中瓶應為同法、而異品虛空說為同法、由是說為同法相似。

(1)≡PSV 80a⁴ (No K): *gzhan sgrub ces bya ba ni, bzlog pa sgrub pa ste byed pa po'i rgyur byas nas so. Tucci[4] fn. 94; 北川[14] fn. 735. Cf. Jinendrabuddhi 336b⁷⁻⁸: sgrub byed kyi sgra ni dngos po la sogs pa sgrub par byed pa yang mthong ngo zhes pa de'i phyir de rnam par gcod pa'i ched du gzungs pa, *byed pa'i byed pa can du byas nas so zhes pa'o.* (2) Cf. PSV 174b⁷: *mtshungs pa'i sgra yang thams cad nye bar bsdus pa'i ltag chod rnams la thal bar mtshungs pa nyid du rig par bya'o; Jinendrabuddhi 346b⁶⁻⁸: thams cad nye bar sdud pa rnams la mtshungs par thal bar 'gyur ba'i phyir zhes pa, ji ltar kho nar 'di khyod kyi sgrub byed yin pa de ltar, nga'i yang 'di lan no zhes pa 'di ltar snga ma dang phyi ma'i phyogs thams cad la mtshungs pa nyid du 'byung bar byed pa'i phyir ro.* (3) Cf. PSV 174b⁶⁻⁷: *'ba' zhig du ma rtogs (read mo rtags) kyis bstan pa de ni ltag chod dang brel pa las yin la, gang ma ning gi rtags kyis bstan pa de ni lan dang 'brel pa las yin no.* (4)≡PSV 80a⁴⁻⁵ (No K): *dper na, sgra mi rtag ste, rtsol ba las byung ba'i phyir chos mi mthun pa'i dpe nam mkha' bzhin no zhes bya ba la, nges par bstan pa'i nam mkha' dang yang lus can ma yin pa la sogs par chos mthun pa'i phyir mi (sic) rtag pa'o zhes sgrub pa yin no; de ltar na gtan tshigs 'di dag nyid du, bum pa chos mthun par byas par la, de'i mi mthun pa'i phyogs nam mkha' dang chos mthun par brjod pa de lta bu ni chos mthun pa mtshungs pa'o. 北川[14] fn. 740.**

[和訳] ここ [K. 20] で「[立論者が] 提示する対立者 (= <非類似の喩例>)

によって、類似性に基づいて異なることを立証するのが〈同法相似〉である」と言うが、〔立論者が〈論証されるべきこと〉 (sādhya) として意図したこととの〕逆 (*viparita) を立証するから、「異なることを立証する」と言うのである。手段 (karaṇa) の働きをもつから〔異なることを立証する〕 (*anya-sādhana) と〕言われた。

類似性 (同法 sādharma) が共通 (相似 sama) であるから、〈同法相似〉 (sādharmya-sama) と名付ける。〔立論者と反論者の〕すべてを巻き込む〔誤った〕論証において、〔立論者が類似性によって立証するなら、反論者も同じだという〕共通性による〈誤難〉であるから。

[K. 20 中 sādharma-sama の] ‘-samam’ という語は中性形である。〔中性形である〕‘dūṣaṇa’ (論破) という語と一致するからであり、また、〔śloka 形式の〕詩頌を作るのに随うから〔‘-samam’ と単音〕である。

〔問〕〔〈誤った論破〉にすぎない〕〈同法相似〉がどうして〈論破〉であるのか?〕

〔答〕〔論破という〕行為の対象 (=〈誤難〉) に対して〔「論破」という〕行為の名称が〔仮に〕与えられるからである。〔そもそも行為はその対象に〕転位して生起するから、そのように〔〈同法相似〉が「論破」と〕名付けられるのである。以下、同様にしかるべく名付けられるべし。

さて、〔不適切な〕〈類似の喩例〉によって〔立論者の意図の〕逆が立証されるのを「同法相似」と名付ける。

例えば、ある人が「音声は非恒常的である。意志的努力の所産であるから」と論証するとき、「虚空」を〈非類似の喩例〉とするとしよう。

ある〔反論者〕は、〔立論者によって〈非類似の喩例〉として〕提示された「虚空」を〈類似の喩例〉とし、〔それとの類似性に基づいて〕「形態をもたないから、音声は〔虚空のように〕恒常的である」と論証する。

又、上述の同じ証因 (=「意志的努力の所産であるから」) に対して、「瓶」が〈類似〔の喩例〕〉とされたとしよう。〔反論者はその〕対立者である「虚空」を〈類似〔の喩例〕〉とする。

〔いずれも不適切な類似性に基づく批判〕だから「同法相似」という。

〔注記〕 大変難解な一節であり、宇井・Tucci 両氏の解釈と相違する点が少なくない。「此依作具作者而説」は、PSV の Jinendrabuddhi 複注を参照し、§8.1 の同一表現とは異なる解釈となった。PSV は「作具作者」を *kārakahetu と理解しているようであるが、採らない。

次に、sādharmya-sama という複合語が karmadhārya であることが明示されている。「一切撰立中相似過類故」の一文も、難解であり PSV 複注を参照した。G. Jha は NV 英訳 (Vol. IV, p. 234, fn.*) で Udayana の 4 種の 'sama' の解釈を挙げている (宇井[3] p. 658 参照) が、その第一釈に近いと思われる。NV ad NS 5.1.1 (pp. 530-531) の次の記述が示唆的である。

samikaraṇārthaṁ prayogaḥ samaḥ sādharmyam eva samaṁ vaidharmyam eva samam iti samārthaḥ samikaraṇārthaḥ prayogo draṣṭavyaḥ/samikriyatām parapakṣo mā vā kāri ayaṁ tu samikaraṇārthaṁ pravartate yathā loke kuṭumbārthaṁ ghaṭata iti/viśeṣahetvabhāvo vā samārthaḥ na bhavatā viśeṣahetuḥ kaścīd apadiśyata iti/enam artham urarīkṛtya pravartate yathābhūtaṁ bhavataḥ sādhanam tathābhūtaṁ mamāpīti/

そこでは 'sama' は立論者の議論に対して対論者の議論を「対等化すること」もしくは、立論者が両者を「区別する理由を述べないこと」と解釈されている。

次に、'sādharmya-sama' は女性名詞 jāti (誤難) と同格であれば、'-samā' と長音化されるが、ここでは中性名詞 dūṣaṇa (論破) と同格とみなされ、'-samam' と読まれている。上引の NV から推察されるように Nyāya 学派では男性名詞 prayoga (論証式) と同格とみなされ '-samaḥ' と読まれる。K. 20c 句は 'sādharmyasamam anyat tu' のような原文が想定され、第五音節は単音でなければならない。

次に、〈同法相似〉が比喩的に「論破」と呼ばれる、つまり同格化される理

由が述べられるが、「転生起故」の一句は難解である。要するに、行為はその対象がなければ生起しないという意味ではないかと思われる。

最後に、〈同法相似〉の実例があげられるが、それはいずれも『如実論』（大正 p. 30c）と同一である。五支作法と三支作法の相違があるのみである。

- (27) 〈主張〉「音声は非恒常的である」
 〈証因〉「意志的努力の所産であるから」
 〈非類似の喩例〉「例えば虚空の如し」

という立論者の正しい論証に対して、「虚空」を〈類似の喩例〉とみなし、「恒常的である虚空と〈無形態〉という類似性があるから、音声も恒常的である」という反論が〈同法相似〉の一例である。さらに、

- (28) 〈主張〉「音声は非恒常的である」
 〈証因〉「意志的努力の所産であるから」
 〈類似の喩例〉「例えば瓶の如し」

という論証に対して、瓶と対立する「虚空」を〈類似の喩例〉とみなし、先と同様の反論を提出すれば〈同法相似〉である。

Dignāga の〈同法相似〉の解釈が NBh より次の NV ad NS. 5. 1. 2 (p.531) に近いことは既に報告されている（北川[14] p. 315）。

sādharmyeṇōpasam̐hāre tadviparitasādharmyeṇa pratyavasthānam, vaidharmyeṇōpasam̐hāre tadviparītena sādharṃyeṇa pratyavasthānam sādharṃyasamaḥ yathā—anityaḥ śabda utpattidharmakatvāt/utpattidharmakam̐ kumbhādy anityam̐ dṛṣṭam/yady anityaghaṭasādharmyād anityaḥ, nityenāpy ākāśena sādharṃyam anūrtatvam astīti nityaḥ prāptaḥ iti/etasminn eva hetāv ākāśavaidharmyād ity ukte yadi nityākāśavaidharmyād anityaḥ, nityasādharmyam apy ākāśenāmūrtatvam asty ato nityaḥ prāptaḥ/atha manyase saty asmin sādharṃye na nityaḥ? na tarhi vaktavyam anityaghaṭasādharmyān nityākāśavaidharmāc cānitya iti/

Jinendrabuddhi の有用な複注 (336b⁸-337a⁴) も引用しておこう。

sgra mi rtag ste rtsol ma thag tu byung ba nyid kyi phyir nam mkha' chos mi mthun pa nyid kyi sbyor bar byas pa na ltag chod smra ba pos smras pa/gal te dper gyur pa'i mi mthun phyogs dang chos <mi> mthun pa nyid las rtsol ma thag tu byung ba nyid kyi phyir sgra mi rtag pa yin na dper byas pa'i nam mkha' dang chos mthun pa nyid las lus can ma yin pa nyid kyi phyir rtag par 'gyur ro zhes pa'o//de bzhin du bum pa chos mthun pa nyid du byas pa'i sbyor ba la ltag chod smra ba pos smras pa/gal te dper byas pa'i bum pa dang chos mthun pa nyid kyi phyir brtsal ma thag tu byung ba 'di las sgra mi rtag pa yin na dper byas pa'i mi mthun phyogs nam mkha' dang chos mthun pa nyid kyi phyir/lus can ma yin pa nyid las rtag pa'o zhes pa 'di chos mthun pa nyid mtshungs pa'o//

二種の<同法相似>は、立論者の論証式が<類似の喩例>を用いているか、<非類似の喩例>を用いているかの違いであり、本質的な差異はない。

<同法相似>の現代語訳は容易ではない。'balancing the homogeneity' (Tucci), 'parity/equalising/neutralising by similarity' (G. Jha), 'parity of likeness' (Randle) などがあるが、「類似性による対等化」といった訳語は、必ずしも上述の Dignāga の複合語の解釈と一致しないように思われる。但し、「類似性の共通 [性による誤難]」などの訳語も以下の<誤難>に應用不可能に思われる。以下の例で「共通」(sama) という意味はほとんど意識されていないようである。従って、通例に反し伝統的な漢訳語をとりあえず採用しておきたい。

10.2. 「余由異法」者、謂異法相似是前同法相似之余。示現異品由異法喩顛倒

而立。二種喩中如前安立瓶為異法、是故說為異法相似。

(1)≡PSV 80a⁶ (No K): nges par bstan pa'i mi mthun pa'i phyogs dag las gzhan sgrub par byed do shes brjod pa la/dpe gnyis ka yang sngar bzhin te bum pa chos mi mthun pa'i dper sbyar bar bya'o. Tucci[4] fn. 97;

北川[14] fn. 744. Cf. Jinendrabuddhi (337a⁴): snga ma lta bu'i dpe gnyis la bum pa dang chos mi mthun par sbyar bar bya'o.

〔和訳〕「他は非類似性に基づく」とは、〈異法相似〉のことであり、先の〈同法相似〉の「他」である。〔立論者が〕提示する対立者（＝〈類似の喩例〉）を〈非類似の喩例〉とすることにより〔立論者の意図の〕逆を立証するものである。先に立てられた二種の喩例（＝虚空と瓶）のうち瓶を〈非類似〔の喩例〕〉とする。従って、〈異法相似〉という。

〔注記〕 〈異法相似〉は不適切な〈非類似の喩例〉を用いる〈誤難〉である。例えば、論証式(28)に対して、「非恒常的である瓶と〈無形態〉という点で類似しないから、音声は恒常的である」と批判したり、(29)に対して正当な〈非類似の喩例〉である「虚空」と対立する「瓶」を〈非類似の喩例〉として同様に批判するものである（Cf. Jinendrbuddhi 337a⁵⁻⁸; NV ad NS 5.1.2, pp. 531-532）。なお、『如実論』（大正 pp. 30c-31a）も同趣旨であるが、論証式の例は異なる。

10.3. 「分別差別名分別」者、前説「示現」等故、今説「分別差別」故、応知分別同法差別。

謂如前説瓶為同法、於彼同法有、可燒等差別義故、是則瓶応無常、非声、声応是常、不可燒等有差別故。由此分別顛倒所立、是故説名「分別相似」。

(1) ≡ PSV 81a¹⁻³: dper na sngar bzhin du bum pa dang chos mthun pas mi rtag par byas pa la brjod pa, de la chos mthun pa yod du zin kyang bsreg par bya ba dang mig gi<s> gzung bya la sogs pa'i bye brag gis bum pa kho na mi rtag par 'gyur gyi sgra ni ma yin la, sgra kho na rtag par 'gyur te, bsreg par bya ba ma yin pa dang, mnyan bya nyid la sogs pas so zhes so. bsgrub par bya ba las bzlog nas rnam par rtog par

byed pas na rnam par rtog pa mtshungs pa'am. Tucci[4] fn. 98; 北川[14] fn. 769. Cf. Jinendrabuddhi 339a⁶-b¹.

〔和訳〕「特殊性を想定するのが〈分別〔相似〉〉である」とは、先に〔K. 20で〕「提示する」云々と述べ、今「特殊性を想定する」と述べるのだから、「〈類似〔の喩例〉〉の特殊性を想定する」と理解すべきである。

すなわち、上述のように瓶を〈類似〔の喩例〉〉とする。〔反論者が〕それ（＝瓶）には〔音声との〕類似性はあるが、可燃性などの特殊性があるから、瓶は非恒常的なものにちがいない。しかし、音声はそうではない。不可燃性などの特殊性があるから、音声は恒常的でなければならない〔としよう〕。これにより、〔立論者の意図とは〕逆の〈論証されるべきこと〉が想定される。従って、「分別相似」と名付ける。

〔注記〕 〈分別相似〉とは〈類似の喩例〉のもつ特殊性を証因と想定し、〈主張の主題〉がそれをもたぬことから、立論者の意図の逆を指摘する〈誤難〉である。例えば、上述の論証式(2)に対して、「なる程、瓶と音声に類似性もあるが、瓶の非恒常性の根拠である可燃性や可視性という特殊性は、音声には存在しない。従って、瓶とはちがひ音声は恒常的である」というような批判が〈分別相似〉である。

『如実論』(p. 31a)の〈長相難〉と同じであり、Vādaividhi (Frauwallner, *op. cit.* p. 20)とも一致する。PSVは〈分別相似〉の第二釈としてNBh, NV ad NS 5.1.4の解釈と対応するものを挙げている(北川[14] pp. 317-318 参照)。

10.4. 所言「応一成無異」者、示現同法前已説故、由此与彼応成一故。⁽¹⁾

彼者是誰。

以更不聞異方便故、相隣近故、応知是宗。⁽²⁾

「成無異」者、成無異過。⁽³⁾即由此言義可知故、不説其名。

是誰与誰共成無異。

不別說故、即此一切与彼一切。

加有說言、若見瓶等有同法故、即令余法亦無別異、一切瓶法声応皆有、是則一切更互法同成一性。

此中抑成無別異過、亦為顯示瓶声差別、不甚異前分別相似。

故応別說、若以勤勇無間所發成立無常、欲顯俱是非畢竟性、則成宗因無別異過。抑此令成無別異性、是故說名「無異相似」。

有說、此因如能成立所成立法、亦能成立此相違法、由無別異、是故說名「無異相似」。

- (1) ÷ PSV 172a⁵: chos mthun pa'i dpe nyid kyi skabs yin pas de dang lhan cig nyid du thal ba'i phyir ro. 北川[14] fn. 795. (2) ÷ PSV 172a⁵⁻⁶: gang gi tshe zhe na, gnod byed ma thos pa'i phyir dang, nye ba'i phyir bsgrub par bya ba yin no zhes rtogs pa yin no. 北川[14] fn. 795. (3) = PSV 172a⁶: kxyad par du ma byas pa zhes bya ba ni khyad par med par thal ba'i phyir ro. 北川[14] fn. 795. (4) ÷ PSV 172a⁶⁻⁷: gang gis lhan cig khyad par med ce <na>, khyad par du ma byas pa'i phyir thams cad kyi thams cad dang zhes bya bar rtog par 'gyur te. 北川[14] fn. 795. (5) 義淨訳「合」(6) ÷ PSV 172a⁷⁻⁸: gal te 'di ltar gal te bum pa dang chos mthun pa ma (*delete*) mthong ba las gzhan yang khyad par med par byed na bum pa'i chos thams cad sgra la thob par 'gyur te, de'i phyir yang thams cad kyi phan tshun chos mthun pa'i phyir gcig nyid du thal bar 'gyur ro (zhes bya ba ni khyad par med par mtshungs pa yin no). 北川[14] fn. 795. (7) = PSV 172a⁸-172b¹: 'di yang khyad par med par thal bas sgra ni bum pa las tha dad pa nyid du bstan pa yin no. 'di ni rnam par rtog pa mtshungs pa las shin tu tha dad pa ma yin pa. 北川[14] fn. 796. (8) Cf. PSV 172b²⁻⁴: (de la ni rnam par rtog pa mtshungs dang khyad par med pa'i phyir) 'di ni khyad par med pa gzhan bshad pa yin te, ... dpe snga ma bzhin du byas pa la gtan tshigs su yod pa ma yin pa'i phyir

(cf. Jinendrabuddhi 341a⁴: shin tu yod pa ma yin pa nyid kyi phyir) bsgrub bya dang gtan tshigs kyi don dag khyad par med do zhes zer ba. 北川 [14] fn. 802. (9) Cf. PSV 172b⁵⁻⁶: khyad par med par mtshungs pa gzhan du yang 'chad par byed pa ni rtsol ba las byung ba nyid ni <mi> rtag pa sgrub par byed pa bzhin du chos gzhan yang sgrub par byed pa'i phyir khyad par med pa can yin no. 北川[14] fn. 806.

〔和訳〕〔K. 21b に〕「同一になるから、無異になってしまう」というが、〔K. 20 に〕「提示する…類似性」〔云々〕と既に言及されているから、これ（＝＜類似の喩例＞）とそれとが同一になってしまうから〔という意味である〕。

〔問〕「それとは何か？」

〔答〕 さらに別のフォーミュラ（方便 *prayoga）は知られないし、互いに近接しているから、それは＜主張の主題＞（pakṣa; PSV: bsgrub par bya ba = sādhya）であると理解されるべきである。

「無異になってしまう」とは、＜無異＞という望まぬ結果（過; thal ba = prasaṅga）になってしまう〔という意味である〕。この言明により意味が理解されるから、〔＜無異相似＞という〕その名は〔K. 21 には〕挙げなかった。

〔問〕「何と何とが無異になってしまうのか？」

〔答〕 何と特定されていないから、この〔＜類似の喩例＞の性質〕すべてが、かの〔＜主張の主題＞の性質〕すべてと〔無異になってしまう、という意味〕である。

例えば、ある〔反論〕者は言う。「もし瓶などに〔音声との〕類似性（＝意志的努力の所産性）が見られるから、他の属性（＝非恒常性）も〔音声と〕異ならないと考えるなら、瓶のすべての属性が音声にも皆あるはずである。かくして、すべてのものは互いに〔何らかの〕類似性があるから同一であることになってしまう」と。

今の場合、そもそも＜無別異＞という望まぬ結果になってしまうということは、又〔反論者が〕瓶は〔本当は〕音声と異なること〔、つまり特殊性をもつ

こと]を顕示したことになる。〔従って、〕先の〈分別相似〉と大きな違いはない。

従って、別〔の〈無異相似〉〕を述べなければならない。「もし〈意志的努力の所産性〉により〈非恒常性〉を立証し、かつ両概念は〈絶対的存在の否定〉〔を意味する〕と顕示しようと望むのなら、〔立証されるべき〕主張と〔立証する〕証因とが〈無別異〉であるという望まぬ結果になってしまうであろう」〔という批判があれば、〕そもそもこれは〈無別異性〉をもたらしめるから、「無異相似」と名付ける。

〔又、〕ある者は述べる。「この〔〈意志的努力の所産性〉という〕証因は、〔〈非恒常性〉という〕立証されるべき属性を立証するのと同様に、それと相容れない属性（＝可燃性など）をも立証する。つまり、無差別に〔立証している〕」と。従って、〔このような批判を〕「無異相似」と名付ける。

〔注記〕ここで三種の〈無異相似〉が扱われている。第一のものは、例えば論証式(2)に対して、「瓶と音声とのある類似性により瓶の他の属性を音声に帰属せしめうるなら、同じ論法で瓶のすべての属性を音声に帰属させることができ、両者は全く異なるということになる。ひいては、すべてのものが互いに全同であることになろう」と批判するものである。NS, NBh や『如実論』(p. 31b)に見られるものであるが、Dignāga は〈分別相似〉と本質的には大差がないと言って、〈無異相似〉の第二の解釈をあげる。

第二のものは、やはり論証式(2)や(2)に対して、「主張内容と証因とが、表現は異なっても同義だから、本質的に違いがない」という批判である。p \supset p というトートロジーは論証として無意味である。これは『如実論』(p. 31bc)のみにパラレルが見出される。

第三の〈無異相似〉は、同様の論証式に対して、「意志的努力の所産である瓶には、可燃性などがあるから、証因は非恒常性という〈主張内容〉のみならず様々な属性を無差別に立証してしまう」という批判である。

10.5. 「顯所立余因名可得相似」者、謂若顯示所立宗法余因可得、是則說名「可得相似」。

謂有說言、如前成立「声は無常」、此非正因、於電光等由現見等余因可得無常成故。以若離此而得有彼、此非彼因。

有余於此別作方便、謂此非彼無常正因、由不遍故、如說叢林皆有思慮、有睡眠故」。

(1) ⇨ PSV 173a⁷⁻⁸: gtan tshigs gzhan gyis bsgrub par bya ba la gang gis dmigs pa nye bar bstan pa de ni dmigs pa mtshungs pa yin te. Tucci[4] fn. 101; 北川[14] fn. 834. (2) ⇨ PSV 173a8-b¹: dper na snga ma bzhin du mi rtag par byas pa la, 'di ni mi rtag pa nyid kyi gtan tshigs ma yin te glog la sogs pa la mngon sum la sogs pa gzhan gyis mi rtag pa nyid du grub pa'i phyir te, gang med par gang yod pa de ni de'i rgyu ma yin pa'i phyir ro. Tucci[4] fn. 101; 北川[14] fn. 834. (3) ⇨ PSV 173b¹⁻²: gzhan ni 'di ni mi rtag pa nyid la gtan tshigs ma yin te ma khyad pa'i phyir shing sems pa can la nyal ba bzhin no zhes 'di nyid rnam pa gzhan du sbyor bar byed do. Tucci[4] fn. 101; 北川[14] fn. 834. Cf. Tarkabhāṣa p. 25: yathā Digambaraprayogaḥ—cetanā taravaḥ svāpāt.

〔和訳〕〔K. 21cd に〕「〈論証されるべきこと〉に対する別の根拠を提示するのを〈可得相似〉と名付ける」というが、もし論証されるべき〈主張の主題〉の属性が別の根拠によって知られることを顕示するなら、それを「可得相似」と名付ける。

例えば、ある〔反論〕者は言う。「先と同様に“音声は非恒常的である”と立証するとき、これ（＝〈意志的努力の所産性〉）は正しい証因ではない。稲妻などの場合には、直接知覚 (pratyakṣa) などの別の根拠によって非恒常性が立証されると知られるからである。思うに、甲が無くて乙が有るなら、甲は乙の原因ではない」と。

〔又、〕別の人はここで別な仕方で論証式 (方便 *prayoga) を作る。すなわ

ち、「これ（＝＜意志的努力の所産性＞）は、かの非恒常性の正しい証因ではない。〔非恒常的なものの領域を完全に〕遍充しないから。例えば、“木々はすべて思惟を有す。眠るから”〔というジャイナ教徒の証因〕のように。」

〔注記〕 ここには二種の＜可得相似＞が扱われる。再び論証式(77)や(28)に対して、「非恒常性は、証因とされる＜意志的努力の所産性＞ではなくて、直接知覚によって知られることもあるから、正しい証因ではない」と批判するのが、第一の＜可得相似＞である。

第二のものは、以下のような論証式により原立論の証因の不正が知られる場合である。

(29) <主張> 「＜意志的努力の所産性＞は＜非恒常性＞の証因ではない」

<証因> 「前者が後者を完全に遍充しないから」

<喩例> 「ジャイナ教徒の“木々は眠るから”という証因のように」

シリャの木はあたかも眠るような様相を呈するため、それを敷衍して、木々は思惟を有す、と言うのは誤りである。すべての木が眠るようには見えないからである。同様に、すべて非恒常的なものが意志的努力の所産ではないから、目下の証因は正しくないのではないかという批判である。

第一釈は NS, NBh と対応し、『如実論』には両釈が見られる。Dignāga は両釈を Vādaḥvidhi に負っていると考えられている (Cf. Frauwallner, *op. cit.*, p. 22)。

10.6. 「難義別疑因故説名猶予」者、過類相應故女声説。

此中分別宗義別異、因成不定、是故説名「猶予相似」。或復分別因義別異、故名「猶予相似過類」。

謂有説言、如前成立「声は無常、勤勇無間所発性故」、現見勤勇無間所発或頭或生、故成猶予、今所成立為頭為生。是故不应以如是因証無常義。⁽²⁾

(1) Cf. PSV 173b7: gang la dam bca' ba'i don brtags nas sam gtan tshigs kyi don brtags nas, gtan tshigs 'khrul pa'i phyir the tshom za bar brjod

pa de ni the tshom mtshungs pa'i ltag chod yin te. Tucci[4] fn. 102; 北川[14] fn. 852. (2)≡PSV 173b⁸-174a¹: spe snga ma bzhin du byas pa la rtsol ba las byung ba ni gsal ba dang skye ba la mthong ba'i phyir ci 'di gsal ba yin nam, 'on the skye ba yin zhes the tshom za ba yin te, de'i phyir gtan tshigs 'di las mi rtag par rigs pa ma yin no zhes bya ba. Tucci [4] fn. 102; 北川[14] fn. 852.

[和訳] [K. 22ab に]「意味内容を別様に〔解釈〕し、証因を疑わしいと非難するのを<猶予〔相似〕>と名付ける」というが、「誤難」(jāti) [という語]と一致するから [*saṁśayoktā と偈中に] 女性形で述べられている。

ここで、主張に別な意味を想定して、証因が不確定になる [と批判する] から、「猶予相似」と名付ける。あるいは、証因に別な意味を想定するから、「猶予相似の誤難」と名付ける。

例えば、ある [反論] 者は言う。「先と同様に、“音声は非恒常的である。意志的努力の所産であるから”と立証するとき、<意志的努力の所産>には、[既にあるものが] 顕われる場合と、[未だ存在しないものが] 生じる場合とがあると現に見られるから、今<立証されるべきもの> (=音声) が顕われるものなのか、生じるものなのかという疑問が生じる。従って、このような証因によって非恒常性を立証すべきではない」と。

[注記] <猶予相似>とは、提示された主張や証因の意味を反論者が別様に解釈して、証因が不確定だから疑惑を生むと批判するものである。

例えば、上述の論証式(㉗)や(㉘)に対して、<意志的努力の所産性>という証因には、教義的な差異により二義性があるから、主張の内容に関しても疑惑が生じ、確定的な結論は導き出されないという批判が<猶予相似>の一例である。これには周知の śabda (音声あるいは言葉) をめぐる Vaiśeṣika と Mīmāṃsaka の論争が前提されている。前者は仏教徒などと共に音声は「生じるもの」と理解するのに対して、Veda の永遠性を唱える後者は言葉は「顕われるもの」

と理解するのである。

ここにあげられる例は、一見証因の意味を別様に理解したための〈誤難〉のようであるが、その背後に「非恒常性」という主張の内容についての解釈の不一致が前提されている（北川[14] p. 339 参照）。つまり、主張の意味の別解に基づく〈誤難〉でもある。

NMukh の〈猶予相似〉が NS, NBh の *kārya-sama* に相当することは既に指摘されている（北川[14] pp. 304-305）。『如実論』の〈疑難〉（p. 32b）とはよく一致する。

10.7. 「説異品義故非愛名義准」者、謂有説言、若以勤勇無間所發説無常者、義准則応若非勤勇無間所發諸電光等皆応是常、如是名為「義准相似」。

応知此中略去後句、是故但名「猶予」「義准」。

(1) ÷ PSV 174a⁵⁻⁶: dper na gal te rtsol ba las byung ba'i phyir mi rtag pa yin na rtsol ba las ma byung ba glog la sogs pa rnams rtag pa nyid don gyis thob pa zhes bya ba 'di ni don gyis rtogs pa mtshungs pa yin no. Tucci[4] fn. 103; 北川[14] fn. 867.

〔和訳〕〔K. 22cd に〕「〔証因の〕対立者に関して含意的に〔立論者の〕意図しないことを説くのを〈義准〔相似〕〉と名付ける」というが、たとえばある人は言う。「もし意志的努力の所産であるから非恒常的であると説くなら、それが含意する所は、もし意志的努力の所産でなければ、稲妻などはすべて恒常的であるにちがいない、ということになるだろう」と。このような〔批判〕を「義准相似」と名付ける。

この〔詩頌〕中で、「相似」という後続すべき語句を省略したと理解されるべし。従って、ただ「猶予」「義准」と述べたのである。

〔注記〕〈義准相似〉とは、例えば論証式(29)の〈類似の喩例〉に表明される命題をとらえて、 $p \supset q$ が $\bar{p} \supset \bar{q}$ を含意すると（勿論誤って）批判することであ

る。

Dignāga の解釈は、NS, NBh より『如実論』の〈顯義至難〉(p. 33a) や Vādaividhi (Frauwallner, *op. cit.*, pp. 25-26) に近い。

10.8. 復由何義此同法等相似過類異因明師所說次第。

似破同故。

由此同法等 多疑故似破 ⁽¹⁾ <K. 23ab>

「多」言為顯或有異難、及為顯示不成因過。

此中前四与我所說譬喻方便都不相応、且随世間譬喻方便。⁽²⁾ 雖不顯因是決定性、然撰其体故作是說。

(1)玄奘・義淨「彼」。宇井氏の修正に従う。(2) Cf. PSV 171b⁴⁻⁵: 'jig rten pa'i rjes su 'brangs nas 'di kho bo cag gis chos mthun pa dang mi mthun pa dang mtshungs par bshad pa yin gyis...

〔和訳〕 〔問〕「また、どうしてこの〈同法相似〉などの〈誤難〉は、〔他の〕論理学者の説く順序と異なるのか？」

〔答〕 同種の〈間違った論破〉だから〔ここに一まとめにした〕。

この〈同法〔相似〕〉などは大抵〔原立論の証因の〕疑惑〔を指摘するもの〕であるから、〈間違った論破〉である。〈K. 23ab〉

〔偈中に〕「大抵」と言ったのは、〔〈同法相似〉などには〕別の形の批判もあることを示し、さらに、〈不確立〉の証因の誤謬〔を指摘するもの〕でもあることを示すためである。

ここで、最初の四〔〈相似〉〕は、我々がこれまでに説いた喩例のフォーミュラとは全く一致しないが、世間一般の喩例のフォーミュラに従っただけである。〔それらの〕証因は確定的なものとして顯示されないが、証因の形をとっているので、一応以上のように〔各種の〈相似〉を〕提示したのである。

〔注記〕 まず、Dignāga の〈誤難〉の提示順序が、NS, NBh, 『如実論』、Vā-

davidhi などと異なる理由として、§10. にあげられる七種の〈誤難〉が、相手の証因の〈不確定性〉を指摘するものとして類似していることが指摘される。もっとも、以下みるように細部の相違はある。

さらに、これまでに引用された〈相似〉の内容が Dignāga の論理学のフォーミュラとしては不適正であることが指摘されている。

10.9. 由用不定同法等因成立自宗、方便説他亦有此法、由是便成似共不定。或復成似相違決定。⁽¹⁾

若言唯為成立自宗、云何不定得名「能破」。

非即説此以為能破。難不定言説名「不定」。於能詮中説所詮故、無有此過。余処亦應如是安立。⁽²⁾

若所立量有不定過、或復決定同法等因有所成立、即名「能破」。是等難故。⁽³⁾

若現見力、比量不能遮遣其性。如有成立「声非所聞、猶如瓶等」、以現見声是所聞故。不應以其是所聞性遮遣無常、非唯不見能遮遣故。若不爾者、亦應遣常。⁽⁴⁾

(1) Cf. PSV 80a⁶-b¹ (No K): gal te 'di lus can ma yin pa la sogs pa dang chos mthun pa dang chos mi mthun pa mtshungs pa'i phyir ro, gzhan la ma grub pa rtsod na ni ji ltar kho bo'i chos mthun pa dang, chos mi mthun pa tsam las ma grub pa bzhin du khyod kyi yang yin no. des thun mong gi ma nges pa ltar snang ba'o. phyogs snga ma la lus can ma yin pa nyid <bzhin> brtsal ma thag tu byung ba nyid ma nges pa ni yod pa ma yin no. 北川[14] fn. 748. (2) Cf. PSV 80b¹⁻² (No K): gal te bsam pa 'di yin na ni ji ltar khyod kyi chos mthun pa tsam las grub pa de bzhin kho bo'i yang yin te, des na 'gal ba mi 'khrul ba can ltar snang ba'o. 北川[14] fn. 748. (3) Cf. PSV 174b⁴⁻⁶: 'dir yang kho bo cag gis ma tshang bar snang ba dang ma grub pa snang ba de lta bu la sogs pa bshad pa gang yin pa de ni' rjod byed la brjod bya nye bar btags pa byas

nas ni yin te, gzhan du na ma tshang ba rtsod par snang ba dang ma grub par rtsod par snang ba zhes bya ba de lta bu la sogs par brjod par bya bar 'gyur ro. de lta na yang shin tu tshigs chen por 'gyur ro. (4) Cf. PSV 172b⁸-173a²: chos mthun pa la sogs pa 'di dag kyang. *nges pa yin na lan du 'gyur* (15a). gal te phyi ma la chos mthun pa dang mtshungs pa la sogs pa nges pa rnams kyis rtsod par byed pa la phyogs snga ma la yang ji skad bshad pas ma nges pa dang ldan na ni 'gyur te, de'i phyir sun 'byin sgo nas sam, sgrub par byed pa'i sgo nas thun mong dang, thun mong ma yin pa dang, 'gal ba dang, ma nges pa dang, bsgrub par bya ba la gnod par byed pa sgrub par byed par rtsod pa'i phyir 'di dag ni sun 'byin pa nyid du 'gyur te. (5) Cf. PSV 173a²⁻⁴: *gal te mthong bas gnod byed na* (15b) ji ltar rtsol ba las byung ba nyid mi rtag pa nyid la ma 'khrul pa de bzhin du mnyan par bya ba ma yin pa nyid la yang yin te, sgra mnyan par bya ba ma yin par 'dod par gyis shig ces 'ga' zhig rtsod par byed pa de'i tshig mnyan par bya ba ma yin pa nyid la mnyan par bya ba nyid du mthong ba tsam gyis gnod pa yin no. gang las mi rtag pa nyid rjes su dpag pa ldog par 'gyur ba sgra rtag pa nyid du mthong ba ni med do. dam bca' ba'i skyon nyid las snga ma'i mnyan par bya ba ma yin pa nyid mi 'grub po. Tucci[4] fn. 107; 北川[14] fn. 819.

〔和訳〕 〈不確定〉の類似性 (e. g. 無形態性) などの証因を用いて、〔反論者が〕自己の主張 (e. g. 「音声は恒常的である」) を立証し、まさに相手 (=立論者) 〔の証因〕にも同じ〔不確定〕性があると説くなら、それ故に〔このような反論は〕〈共通かつ不確定に似て非なるもの〉 (*sādhāraṇaikaikāntikābhāsa) となるだろう。

あるいは、〈相容れぬものと必然的に結びつくものに似て非なるもの〉 (*viruddhāvabhicāryābhāsa) となるだろう。

〔問〕 「もし〔反論者の〕言明がただ自己の主張を立証するためのものなら、

どうして〈不確定〉〔の証因を用いた議論〕が〈論破〉と呼ばれるのか？」

〔答〕 勿論それが〈論破〉であると我々は言わない。〈不確定〉であると批判する言明を〔仮に〕「不確定」と呼んでいるのである。〈表示するもの〉(abhidhāna) に対して〈表示対象〉(abhidheya) の名称を適用することができるから、指摘されるような誤謬はない。他の場合も同様に考えるべきである。

もし〔立論者が〕立てた論証(量 *pramāṇa)に〔実際に〕〈不確定〉の誤謬がある場合、あるいは、〔反論者が提出する〕類似性などの証因に必ず〈論証されるべきこと〉が属す場合には、「論破」と名付ける。これらは〔正当な〕批判であるから。

もし直接知覚の力があれば、推論は前者の〔示すものの〕本性を否定することはできない。例えば、ある人が「音声は聞かれない。瓶の如し」と立証する場合である。直接知覚により、音声は聞かれるもの〔と知られるの〕であるから。この可聴性に基づいて〔音声の〕非恒常性を否定すべきではない。単に〔恒常性を〕否定するもの(*bādhaka)が知覚されないから〔とって非恒常性を否定すべき〕ではない。さもなければ、恒常性も否定すべきである。

〔注記〕 以下各〈誤難〉の問題点が指摘される。いわば伝統的なインド論理学の術語が Dignāga によって体系的に再定義されるのである。まず〈同法相似〉と〈異法相似〉が批判される。説明が簡略であるから PSV の対応箇所(北川[14] pp. 307~309)が参照されねばならない。

§10.1 の〈同法相似〉は次のような論証式に整理しうる。

30) 〈主張〉 「音声は恒常的である」

〈証因〉 「形態をもたないから」

〈類似の喩例〉 「例えば、虚空の如し」

ここで〈無形態性〉という証因は、恒常的な虚空にも、非恒常的な香・味などにも共通にみられるから、〈不確定〉の証因(sādhāraṇānikāntika)である。もし、反論者が自己の証因のもつ〈不確定性〉を認めた上で、立論者にも同じ〈不確定性〉があると主張しているのであれば、この〈同法相似〉という〈誤

難〉は、論証式(7)や(8)のように確定的な証因——三条件を満足させる証因に対して、間違って *sādhāraṇānikāntika* であると非難するものである。

用語に違いはあるものの *Dignāga* の解釈のエッセンスは既に『如実論』(p. 30c) にみられる。立論者が「決定一味法立為因」であるのに対して、「外依不決定一味立難」であると述べられる。さらに「因三種相」が言及されることも注目に値する。

他方、論証式(7)(8)が正しければ、(9)も正しいというのが〈同法相似〉の反論者の意図であるなら、「音声は非恒常的であり、かつ、恒常的である」というように矛盾する結論が確定的に導出されることになる。つまり、*viruddhāvabhicārin* の誤謬（前稿〔三〕 pp. 73-74 参照）があることになるが、実際は立論者の論証のみが正しく、矛盾する結論にはならないから、〈同法相似〉は間違って *viruddhāvabhicārin* を指摘する〈誤難〉ということになる。

〈異法相似〉についても全く同様の批判が可能である。PSV（北川〔14〕 pp. 318-319）によると〈分別相似〉についても同様の問題点が指摘される。なお PSV ad VI. 10（北川〔14〕 p. 310）では、〈同法相似〉などの不適格性の核心は〈喩例〉中に *anvaya*, *vyatireka* が示されていないためであると指摘される。反論者が原立論も同じであると批判しているなら、それは〈喩例の誤謬〔の批判〕に似て非なるもの〉(*dṛṣṭāntadoṣābhāsa*) となる。

〈同法相似〉などは〈不確定に似て非なるもの〉と命名されたが、実は注(3)に引用した PSV（北川〔14〕 p. 349）が言うように〈不確定の批判に似て非なるもの〉の省略形であり、表示者に表示対象の名を仮に予えたと考えられている (Cf. §10.1)。〈同法相似〉は勿論〈論破〉ではないのだが、この意味で〈論破に似て非なるもの〉(*dūṣāṇābhāsa*) と呼ばれるのである。

ところで、原立論 (*pūrvapakṣa*) が論理的誤謬を含んでいる場合、それを指摘するのは正しい〈論破〉であり、反論者の批判が論理的に正当な場合もそうである。PSV によると、これは〈同法相似〉から〈無異相似〉までのすべてについて言えるようである。（北川〔14〕 pp. 328-329 参照）

最後に、直接知覚の内容と推理の結果が矛盾する場合は、前者が優先すると

述べられている。「音声は聞かれない」という主張は、既に§9.3に〈間違っただ主張〉の一例としてあげられたものである。さらに、「音声は聞かれるものであるから、瓶のように非恒常的ではない」とは言えないとされる。恒常性も非恒常性も知覚されるものではないが、知覚されないからといって、直ちに否定されるのではないと付言されている。

〈分別相似〉とそれと大差ないとされた〈無異相似〉の第一釈については NMukh では言及されない。〈同法相似〉〈異法相似〉と同様に処理しうからであろう。PSV には批判がそれぞれ提示されている。(北川 [14] pp. 318-324 参照)

10.10. 第二無異相似是似不成因過。彼以本無而生增益所立、為作宗因成一過故。此以本無而生極成因法証滅後無。若即立彼、可成能破。

第三無異相似成立違害所立難故成似、由可燒等不決定故。若是決定、可成相違。

(1) ⇨ PSV 172b³⁻⁵: de yang ma grub pa dang mtshungs pa (*read* ltar snang ba) yin te, skye ba'i snga rol tu bsgrub bya med pa sgro btags nas bsgrub bya dang gtan tshigs khyad par med par thal ba'i phyir ro. 北川 [14] fn. 802. (2) ⇨ PSV 172b⁵: skye ba las sngar med pa grub pa yis zhig nas med pa sgrub par byed pa yin no. (3) Cf. PSV 172b⁶⁻⁷: 'di yang bsgrub bya la gnod par byed pa sgrub par byed pa nyid kyis 'gal ba ltar snang ba yin no. tshogs (*read* tshos) pa nyid la sogs pa <ma> nges pa las nges pa yin na 'gal bar brtsad pa nyid yin te. Tucci[4] fn. 110; 北川 [14] fn. 809.

[和訳] 第二の〈無異相似〉は〈不確定の証因 [の批判] と似て非なるもの〉(*asiddhahetvābhāsa) である。彼 (= 反論者) が〈本来無のものが生ず〉という意味に〈論証されるべきこと〉 (= 非恒常性) を勝手に理解して、「[立証されるべき] 主張と [立証する] 証因とが同一である」という望まぬ結果になって

しまう」と〔批判〕するからである。〔他方〕この〔立論〕者は、〈本来無のものが生ず〉という意味で一般に知られている証因の属性（＝〈意志的努力の所産性〉）によって、〈滅した後は無〉（*pradhvarīnsābhāva）〔という意味の主張内容＝〈非恒常性〉〕を論証するのである。もし〔非恒常性を認めない者に対して〕それを立てれば、〈論破〉となるであろう。

第三の〈無異相似〉は、〔立論者の証因が〕〈論証されるべきこと〉（＝非恒常性）を立証し、かつ、破壊するという非難であるから、〈〔相容れない証因の批判と〕似て非なるもの〉（*viruddhābhāsa）となる。〔〈意志的努力の所産性〉という証因は〕可焼性などと必然的な関係をもたない（*vyabhicārin）からである。もし必然的な関係があれば、〈相容れない〉〔証因〕となるであろう。

〔注記〕 第二の〈無異相似〉は、証因が主張内容と同義であるという批判だが、śabda の非恒常性を認めぬ Mīmāṃsā 派や、ものの絶対的非存在を認めぬ Sāṅkhya 派には、〈意志的努力の所産性〉という証因は〈不確立〉（asiddha）ということになるが、〈非恒常性〉は〈有が無となること〉、〈所産性〉は〈無が有となること〉と意味上の区別を確立すれば、原立論は asiddha ではない。従って、第二の〈無異相似〉は asiddhābhāsa の〈誤難〉とされる。『如実論』(p. 31bc) とよく対応する。

第三の〈無異相似〉は viruddhābhāsa の〈誤難〉とされる。これは一見証因が〈相容れない〉（viruddha）結論を導出すると指摘しているようであるが、実際に「意志的努力の所産はすべて焼くことができる」という必然関係はないから、原立論は viruddha であるとは言えないのである。

いずれも §10.9 のように anaikāntikābhāsa でない点に注意されよう。

10.11. 可得相似所立不定、故成其似。⁽¹⁾ 若所立因於常亦有、可成能破。

第二可得是雖不遍余類無故、似不成過。若所立無、可名能破。非於此
中欲立一切皆是無常。⁽¹⁾

(1) Cf. Jinendrabuddhi (ad PS VI. 16cd) 343b⁶⁻⁷: *bsgrub byar ma nges*

sgro btags nas zhes pa la sogs pa ste, bsgrub bya'i gang ma nges pa 'khrul pa ste, der rtsol ma thag tu byung ba nyid kyi gtan tshigs la sgro btags nas, gtan tshigs 'khrul pa nyid du rtsod pa'i phyir, de'i gzugs brnyan nyid ma nges pa ltar snang ba nyid to. (2) Cf. PSV 173b⁴⁻⁶: gang las ma khyab pa'i phyir sgrub byed ma yin pa nyid du brjod par byed pa de ni gzhan du mi rtag pa la gtan tshigs med pas sgra la yang med par brtags (read btags) pa'i phyir ma grub par snang ba yin no. bsgrub par bya ba nyid la med pa'i phyir sun 'byin pa yin na sgra la ni gtan tshigs de med pa ma yin no.... sgra la gnas pas thams cad mi rtag pa nyid du sgrub par byed pa ni ma yin no. 北川[14] fn. 844.

[和訳] <可得相似>は<論証されるべきこと> (=非恒常性) に対して [証因が] <不確定>である [と間違っ非難するのだ] から、<それ (=不確定) に似て非なるもの> (*anaikāntikābhāsa) となる。もし<論証されるべきこと>に対する証因 (= <意志的努力の所産性>) が [異例群である] 恒常的なものにも存在するなら、[反論は] <論破>になるだろう。

第二の<可得相似>は、これ (=証因) が [一部の] 他の同類に存在しないから、[非恒常的なもの全体を] 遍充しないというが、[それは不合理であるから] <不確立 [の批判] に似て非なるもの> (*asiddhābhāsa) の誤謬である。もし、論証されるべき [<主張の主題>] に [証因が] 所属しなければ、[反論を] 「論破」と名付けることもできる。今の場合、[音声に属する <意志的努力の所産性> という証因によって] 「すべてのものは非恒常的である」と立証しようと意図する訳ではない。

[注記] 第一の<可得相似>は、<意志的努力の所産性>という証因でなくても、非恒常性が立証されるから、その証因は<不確定>であると批判するのだが、実際に証因の不確定性はないから、<不確定の批判に似て非なる誤難>である。PSV では jñāpaka-hetu と kāraka-hetu の区別に基づき、前者である

証因は、§10.5 に言及される因果律の原理（甲が無くても乙があれば、甲は乙の原因ではない）に従わないと明言する（北川[14] pp. 334-335 参照）。NMukh ではさらに、原立論が実際に不確定の場合には、それを指摘するものは〈論破〉であると言われる（cf. §10.9）。

第二の〈可得相似〉は、〈意志的努力の所産性〉という証因が〈非恒常的なもの〉という同例群の全体を遍充しないから、〈主張の主題〉である音声にも所属しないのではないか——〈不確立〉（asiddha）の証因ではないかという批判であるが、既に見たとおり（前稿[三] §§4-4.1 参照）証因は同例群の全体もしくは一部に存在すればよいのであるから、指摘されるような誤謬は原立論にない。従って、〈不確立の批判に似て非なる誤難〉である。勿論、原立論が実際に asiddha であれば、〈論破〉は成立しうる。「すべてのものは非恒常的である」ということを〈意志的努力の所産性〉によって立証しようとするなら asiddha になろうが、今は「音声は非恒常的である」と立証するのだから asiddha にはならない。

10.12. 猶予相似謂以勤勇無間所發得成立滅壞、若以生起增益所立作不定過、此似不定。⁽¹⁾

若於所立不起分別、但簡別因生起為難、此似不成。⁽²⁾

由於此中不欲唯生成立滅壞、若生若顯悉皆滅壞、非不定故。

(1) Cf. PSV 174a¹⁻³: 'di ni rtsol ba las byung ba dmigs nas 'jig pa nyid bsgrub par bya ba la mi rtag pa ni skye ba'o zhes de ltar sgro btags par byed pa gang yin pa de nyid kyis de la the tshom za ba yin te ma nges pa'i phyir ro. de ltar yang rtsa ba dang (read ba'i) chu la sogs pa gsal bar bya ba rnams la yang rtsol ba las byung ba dmigs pa'i phyir de ni ma nges par snang ba yin te, 'jig pa nyid bsgrub par bya ba yin pa'i phyir la, gsal bar bya ba la yang 'jig pa nyid yod pa yin te, de'i phyir ma nges par snang ba yin no. 北川[14] fn. 859. (2) Cf. PSV 174a³⁻⁵: rtsol ba las byung ba'i gtan tshigs skye bar sgro btags nas gal te sun 'byin par byed

na, de'i phyir ma grub par snang ba yin te, rtsol ba las byung ba dmigs pa gtan tshigs su brjod kyi rtsol ba las byung ba skye ba ni ma yin pa'i phyir ro. 北川[14] fn. 863.

〔和訳〕 〈猶予相似〉とは、〈意志的努力の所産性〉によって、〔音声は〕減尽すると立証できるとき、もし〔反論者が、無からの〕生起という意味に〈論証されるべき〉〔非恒常性〕を勝手に理解して、〔原立論が〕〈不確定〉の誤謬を犯していると言うなら、これは〈不確定〔の批判〕に似て非なるもの〉(*anaikāntikābhāsa) である。

もし〈論証されるべき〉〔非恒常性という主張内容〕には勝手な想像を起さず、ただ〔意志的努力の所産性という〕証因を〔無よりの〕生起と勝手に解釈して非難するなら、これは〈不確立〔の批判〕に似て非なるもの〉(*asiddhābhāsa) である。

ここ〔原立論〕において、ただ生起だけが減尽（＝非恒常性）を立証すると考えられてはいないから、〈生じるもの〉にせよ、〈顕れるもの〉にせよ、すべて減尽してしまい、〔証因をどちらの意味に理解しても〕〈不確定〉となることはないからである。

〔注記〕 〈猶予相似〉のうち原立論の主張内容を一方的に〈無からの生起〉と理解し、問題の証因は〈生起〉と〈顕現〉の両義性があるから〈不確定〉であると批判するのは、anaikāntikābhāsa の〈誤難〉である。一方、その証因を一方的に〈生起〉と理解して、主張の主題である śabda（言葉、音声）には属さないから〈不確立〉の誤りがあると批判するのは asiddhābhāsa の〈誤難〉である。

Dignāga は証因である〈意志的努力の所産性〉が生起を意味しようと、顕現を意味しようと、非恒常性は立証されるとする。従って原立論は〈不確定〉や〈不確立〉の誤謬を伴わないのである。

10.13. 義准相似謂以顛倒不定為難、故似不定。若非勤勇無間所發立常無常、
或唯勤勇無間所發無常非余、可成能破。

(1) Cf. PSV 174a⁶-b¹: rtsol ba las byung ba nyid kyis mi rtag pa nyid bsgrub par bya ba rtsol ba las <ma> byung ba nyid <las rtags pa> sgro btags nas de la ma nges pa nyid yin te snga ma la sgro 'dogs par byed pa de'i phyir ma nges par snang ba yin no. gang las bsgrub bya la ma nges par 'gyur ba gtan tshigs rtag pa la yang yod pa ni ma yin no. yang na rtsol ba las byung ba'i phyir mi rtag pa kho na'o zhes bsgrub par bya ba la, rtsol ba las byung ba kho na'i phyir zhes bya ba sgro btags nas glog la sogs pa la de med par mi rtag pa nyid grub pa'i phyir ro zhes rtsod par byed de, des na de rtag pa la yang yod pa ma yin pa'i phyir ma nges par snang ba yin no. 北川[14] fn. 877.

〔和訳〕 <義准相似>は〔原立論を〕間違っ<不確定>であると非難するものだから、<不確定〔の批判〕に似て非なるもの>である。もし〔原立論において〕<意志的努力の所産でないこと>により恒常性と非恒常性とを立証するなら、あるいは、<意志的努力の所産>のみが非恒常的で、他はそうでないなら、〔反論は〕<論破>になりうるだろう。

〔注記〕 <義准相似>の問題点は、反論者が含意 (arthāpatti) を理解する際に、換質换位の原則を正しく守っていないことである。p ⊃ q が含意するのは、 $\bar{p} \supset \bar{q}$ ではなくて、 $\bar{q} \supset \bar{p}$ であることは言うまでもない。従って、原立論が<不確定>だという批判はあたらないのである。勿論、これまでと同様に原立論自身の遍充関係に問題があれば——例えば、恒常的なもの (e.g. 稲妻) にも、非恒常的なもの (e.g. 虚空) にも見出される<意志的努力の所産でないこと>が証因であったり、<意志的努力の所産>が<非恒常性>より領域が広いと考えられるなら、それに対する正しい<論破>もありうる訳である。

以上七種の<誤難>は概して<不確定の批判に似て非なるもの>として Di-

gnāga によって再定義されるから、一つのグループを形成するのである。七種いずれも、元々の立論に誤りがあれば、正当な〈論破〉に轉換しうることが示唆されている。

〈未完〉

1984. 9. 5

(インド哲学・助教授)

A Study of the Nyāyamukha (VI)

Shoryu KATSURA

—Synopsis—

10.	Seven types of <i>dūṣaṅābhāsa</i> enumerated (Verses 20, 21, 22)	3c ²⁹ -4a ⁵
10. 1.	<i>Sādharmyasama</i> explained	4a ⁶⁻¹⁸
10. 2.	<i>Vaidharmyasama</i> explained	4a ¹⁹⁻²¹
10. 3.	<i>Vikalpasama</i> explained	4a ²²⁻²⁷
10. 4.	<i>Aviśeṣasama</i> explained	4a ²⁷ -b ¹²
10. 5.	<i>Upalabdhisama</i> explained	4b ¹³⁻¹⁹
10. 6.	<i>Samśayasama</i> explained	4b ²⁰⁻²⁶
10. 7.	<i>Arthāpattisama</i> explained	4b ²⁷ -c ²
10. 8.	A common characteristic of the seven (Verse 23ab)	4c ²⁻⁸
10. 9.	<i>Sādharmyasama</i> (, <i>vaidharmya</i> -, <i>vikalpa</i> - & <i>aviśeṣa-sama</i>) refuted	4c ⁸⁻¹⁹
10. 10.	The second and the third <i>aviśeṣasama</i> refuted	4c ¹⁹⁻²⁴
10. 11.	<i>Upalabdhisama</i> refuted	4c ²⁴⁻²⁸
10. 12.	<i>Samśayasama</i> refuted	4c ²⁸ -5a ⁴
10. 13.	<i>Arthāpattisama</i> refuted	5a ⁴⁻⁶

(to be continued)